

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（関西国際空港）
運航許可申請について（1回目）

1. 日 時

令和8年1月15日（木） 10:30～11:55

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

航空局：庄司航空ネットワーク部航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 航空局から、スプリング・ジャパン株式会社（以下「スプリング・ジャパン」という。）からの関西国際空港の運航許可申請の概要等について説明があった。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 本件の運航計画上、到着から出発までの地上滞在時間は75分であるが、必要とする地上滞在時間は機種ごとに定められていると認識しているところ、本件運航機種の場合、貨物の搬出入、運航の準備等に75分を要するのか説明頂きたい。
 - ② 3月下旬時点での発着枠使用状況に関し、環境の変化等により減少する可能性があるのではないか。
 - ③ 今回の混雑空港運航許可申請が航空法に定める基準のうち「運航の安全上適切であること」に適合するという説明に関し、運航・整備・運送に要する時間・体制の確保について、今回の混雑空港の就航先である新千歳空港についても確認をしているのか。
また、基準のうち「利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること」への適合に関し、どのような貨物を輸送することにより利便性の向上に資するのか。
 - ④ 航空貨物の市場動向について説明頂きたい。
 - ⑤ 運航乗務員の交代のタイミングについて説明頂きたい。
 - ⑥ 航空貨物に関し、荷主と同業他社の状況について説明頂きたい。

⑦ 貨物専用機の就航により旅客便では搭載できない大型貨物の輸送が可能になるようだが、輸送網の形成につながるものか説明頂きたい。

等の質問があった。

○ これに対し、航空局からは、

① 同一機種であっても旅客便による貨物運送と貨物専用機では貨物搭載量に差があるため地上滞在時間が異なるところ、本件運航機種を貨物専用機で使用する場合の作業等の所要時間を考慮して運航計画を組んでいる。

② 冬ダイヤ開始時点における各社の3月下旬時点での発着状況をご説明したところであるが、冬ダイヤ開始以降において新規就航や環境の変化により増減することはある。

③ 体制等に関しては、申請書に記載された空港について確認をしており、新千歳空港についても確認している。

利用者利便に関しては、大型貨物である半導体製造装置などの精密機器や温度管理の面から医薬品の輸送などにも活用され、輸送する貨物の範囲が広がり、貨物専用機ならではの輸送が期待される場所である。

④ 以前は、航空貨物は不採算部門と捉えられていたが、繊細な取扱が求められる電子機器に加えて、近年は衣料品のような商品でも速達ニーズのある商品の輸送が行われていることもあり、航空貨物における採算性は向上している。とくにコロナ禍における海上物流の混乱により世界的にも航空物流が再評価され、国内の航空会社においても貨物輸送に力を入れているところと認識している。

⑤ 数回程度連続で運航し、拠点としている空港での交代など乗員について計画的に配置していると思われる。

⑥ 同業他社においては、必要とする航空機のスペースを買い取って輸送しており、本件のように1機全体のスペースを買い取っての輸送は現状として行っていないと思われる。

⑦ 関西空港は多くの国際線ネットワークがあり、関西空港に輸送した貨物について機材に合わせた積み替えは必要であるものの、国際線によりつながりやすいという点で多様な輸送網の形成がなされるとも解している。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。